

2022年8月24日

長野県教育委員会
教育長 内堀繁利 様

長野県高等学校教職員組合
執行委員長 細尾俊彦

故安倍晋三氏国葬の取りやめを関係機関に働きかけるとともに 教育現場への「弔意表明」を強制しないこと

7月14日、岸田首相は7月8日に死去した安倍元首相の「国葬」を9月27日におこなうことを表明し、7月22日に閣議決定しました。

「国葬令」は日本国憲法の政教分離に反するため1947年に失効し、現行法には「国葬」の規定はありません。戦後唯一の例外として挙行された吉田茂元首相の国葬に関しても、塚原敏郎総務長官（当時）は「根拠になる法律もなく苦労した」と述べています。佐藤栄作元首相に関し、国葬の実施が検討された際も、「法的根拠が明確でない」とする内閣法制局の見解等によって見送られた経緯があります。岸田首相が内閣設置法の内閣の所掌事務の「国の儀式」にあたるとして、閣議決定があれば国会を無視して実施可能とする解釈は到底認められません。

多くの国民は、参議院選挙の遊説中に銃撃され不慮の死を遂げた安倍元首相について、いかなる理由があろうとも暴力によっていのちを奪う行為を許すことができないと考えています。しかし、「国葬」の実施について国民的な合意がないこともまた明らかです。「国葬」は安倍氏の政治を美化し、故人への賛美を国民に強要することにほかならず、民主主義を損なうものです。

長野高教組は故安倍晋三氏の国葬に反対であり、貴委員会におかれましては国の関係機関に国葬を取りやめるように働きかけることを要請します。

現時点で「国葬」がどのようなかたちでおこなわれるかは不明確ですが、もしも学校を含む官公署における弔旗掲揚等が強制されるとすれば、子どもや教職員に弔意を押しつけることとなります。憲法第19条の思想及び良心の自由の保障に抵触し、個人の内心を統制することにほかならず到底容認することは出来ません。弔意は内心の自由に関わる問題で、国家が弔意を求めたり強制したりすることがあってはなりません。以上のことから長野県高等学校教職員組合は貴委員会に対して下記のとおり要請します。

記

1. 故安倍晋三氏の国葬について、国の関係機関へ取りやめるよう働きかけること。
2. 国葬が強行された場合、貴委員会が憲法を遵守し学校現場に対してあらゆる形の弔意を強制しないこと。